

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）

現行	改正後
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 89 号 <u>最近改正 平成 31 年 3 月 29 日 横浜市告示第 169 号</u> <u>(改正施行 平成 31 年 4 月 1 日)</u></p> <p>事業者は、条例第 38 条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>1 省略</p> <p>2 有害な物質の発生の防止</p> <p>(1) 熱源及び燃料については、電気又は液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガスその他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。ただし、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設に使用する燃料については、特別な事情がない限り、気体燃料（液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガス等）とすること。</p> <p>(2) <u>ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式等、最新の低公害型機器や技術を採用することにより、窒素酸化物の発生量を低減させるとともに、周辺への汚染が少なくなるよう、排出ガスの拡散に関する対策を講ずること。また、運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持すること。</u></p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p>3 から 6 まで 省略</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 89 号 <u>最近改正 令和 2 年 3 月 25 日 横浜市告示第 号</u> <u>(改正施行 令和 2 年 4 月 1 日)</u></p> <p>事業者は、条例第 38 条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>1 省略</p> <p>2 有害な物質の発生の防止</p> <p>(1) 熱源及び燃料については、電気又は液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガスその他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。ただし、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設に使用する燃料については、特別な事情がない限り、気体燃料（液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガス等）とすること。</p> <p>(2) <u>ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式等、最新の低公害型機器や技術を採用することにより、窒素酸化物の発生量を低減させるとともに、運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持すること。また、脱硝装置、脱硫装置、バグフィルター等の公害防止設備を設ける等、必要に応じ有害な物質の排出量を低減させるよう、適切な排出防止対策を実施し、周辺への汚染が少なくなるよう、排出ガスの拡散に関する対策を講ずること。</u></p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p>3 から 6 まで 省略</p>

現行	改正後
<p>7 騒音及び振動の低減</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 駐車場の設置に<u>あたっては</u>、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。</p> <p>8、9 省略</p> <p>10 地域環境の保全</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 屋外照明（屋外広告物又は屋外広告行為に付帯する照明を含む。）の設置及び運用に当たっては、良好な光環境の形成及び地球温暖化防止のため、次の事項について留意すること。</p> <p>ア 光害対策ガイドライン <u>(平成 10 年 3 月環境庁策定)</u> に基づき設計し、及び設置すること。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>(4)、(5) 省略</p>	<p>7 騒音及び振動の低減</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>(4) 駐車場の設置に<u>当たっては</u>、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。</p> <p>8、9 省略</p> <p>10 地域環境の保全</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 屋外照明（屋外広告物又は屋外広告行為に付帯する照明を含む。）の設置及び運用に当たっては、良好な光環境の形成及び地球温暖化防止のため、次の事項について留意すること。</p> <p>ア 光害対策ガイドライン <u>(平成 18 年 12 月環境省改訂)</u> に基づき設計し、及び設置すること。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>(4)、(5) 省略</p>